

能代産業廃棄物処理センター検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 能代産業廃棄物処理センターに関する行政対応を検証し、今後の廃棄物行政に資するため、能代産業廃棄物処理センター検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、能代産業廃棄物処理センターに関して、平成16年7月以降に県が行った措置等の検証を行うことを所掌事務とする。

2 委員会は、前項の検証結果を知事に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員4人をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議は、公開とする。ただし、委員会において公開しないことを議決したときは、この限りでない。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、第2条第1項に規定する所掌事務を処理するために必要な期間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活環境部環境整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月25日から施行する。